

# 今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況について

学校教育部 児童生徒支援課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

今後の枚方市の支援教育については、令和4年（2022年）8月26日及び9月14日の教育子育て委員協議会でのご協議をはじめとした市議会からのご意見、保護者からのご要望等を踏まえ、9月22日に教育委員会において、「今後の枚方市の支援教育について」決定したところです。

このことについて改めて、保護者説明会を地域ごとに実施しましたので、開催状況や今後の取り組みについて報告するものです。

## 2. 内容

### （1）保護者説明会 開催状況について

(参加者数/申込者数)

北部地区：10/17（月）楠葉生涯学習市民センター	37名/38名	
南部地区：10/19（水）南部生涯学習市民センター	29名/32名	
東部地区：10/20（木）菅原生涯学習市民センター	35名/36名	
中部地区：10/24（月）教育文化センター	28名/36名	4 地区小計129名/142名
全体①：10/28（金）19時ラポール枚方	27名/38名	
全体②：11/ 5（土）10時輝きプラザきらら	37名/42名	6 カ所合計193名/222名

## (2) 特別支援教育支援員の募集について

- ・職種/募集人数:特別支援教育支援員/29人程度
  - ・資格要件:支援教育に理解があり、子どもの困り感に寄り添う姿勢のある人
  - ・職務内容:①基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助  
②発達障害の児童生徒に対する学習支援  
③児童生徒の安全面の確保  
④学校行事における支援  
⑤その他所属長が必要と認める業務 等
  - ・報酬等:報酬月額128,570円～140,890円  
(入職前の経歴に応じて、上記範囲内で、市が定めるところにより加算することがある。)  
(参考)類似する職歴4年又は30歳以上で上限報酬月額
  - ・受付期間 令和4年(2022年)11月1日(火)から11月14日(月)まで
  - ・試験日時、内容:令和4年(2022年)11月28日(月)、筆記試験(専門)・30分、個人面接
  - ・結果発表:12月下旬頃
  - ・勤務開始時期:令和5年(2023年)4月1日
- ※なお、上記募集により必要数を充足できない場合は、追加募集を実施する予定。  
令和5年4月の始業式前までに教育委員会事務局及び各学校で必要な事前研修を行う。

### (3) 支援教育に係る庁内委員会、審議会等について

- ・ (仮称) 枚方市支援教育充実検討委員会・幹事会 (庁内委員会) 【案】

設置目的：支援教育について検討するため。

委員会：学校教育部長、総合教育部長、市長公室長、総合政策部長、子ども未来部長、健康福祉部長、福祉事務所長

幹事会：児童生徒支援課長、教育政策課長、教職員課長、教育指導課長、人権政策室課長、企画課長、財政課長、子ども青少年政策課長、公立保育幼稚園課長、母子保健課長、障害支援課長

※令和5年1月頃に第1回幹事会を開催予定

#### 【有識者による検討】

- ・ (仮称) 枚方市支援教育充実審議会 【案】

設置目的：支援教育の質の向上方策について検討を行う。

構成定数：15名以内

委嘱期間：令和5年(2023年)4月1日より令和7年(2025年)3月31日

委員の候補者選定(案)

- (1) 学識経験を有する者(医学・心理学・福祉学・教育学の専門家等)
- (2) 枚方市立小中学校の代表者(校長、支援教育コーディネーター)
- (3) 枚方市立小中学校保護者の代表者(枚方市PTA協議会または学校に推薦依頼)

※令和5年(2023年)3月(仮称)枚方市支援教育充実審議会設置に係る条例改正案提出予定

※令和5年(2023年)4月～5月に第1回審議会を開催予定

※その他、関係機関(放課後等デイサービス等)から意見の聴取を予定。

### 3. 今後の予定

令和4年（2022年）	12月	障害のある児童生徒のすべての所属学級を決定	
令和5年（2023年）	1月	支援学級、通級指導教室の設置数の決定 （仮称）枚方市支援教育充実検討委員会・幹事会	検討開始
		教育支援ソフトの入札等	
	3月	通級指導教室 環境整備事業の実施 教育支援ソフトの導入調整 （仮称）枚方市支援教育充実審議会設置に係る条例改正案提出	
	4月	全中学校と小学校のモデル校に自校通級指導教室を設置 特別支援教育支援員の配置及び研修 （仮称）枚方市支援教育充実審議会	審議開始

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標 1	子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



### 5. 関係法令・条例等

学校教育法  
学習指導要領  
義務標準法

障害者の権利に関する条約

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

令和5年度当初予算（予定）

- ・通級指導教室教員（通年任用） 29名 179,227千円  
（市費で教員配置を行う最大値。令和4年12月の学級等設置数の確定を踏まえて、  
できる限り、府費による配置を求めていく。）
- ・特別支援教育支援員（通年任用） 29名 75,147千円
- ・審議会委員（校長、教員は含まない） 10名 950千円

令和4年度補正予算（予定）※12月議会に議案提出予定

- ・支援教育の環境整備 25,200千円
  - ①支援教室の改修経費 6,300千円  
パーテーション工事、空調設置、電源工事等
  - ②教育支援ソフトの導入経費（債務負担行為の設定） 18,900千円

《財源》 一般財源（特別支援教育支援員については、地方交付税措置あり）

### 支援学級

本人の障害やニーズに応じて、個に応じた特別のカリキュラムを組んで学習をする場です。障害の種別ごとに設置され、その障害に応じた自立活動を必ず行います。

### 通級指導教室

通常の学級での学習におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週に1時間から8時間程度自立のための指導を行います。

### 下学年の教科学習

支援学級では本人の障害やニーズに応じて、当該学年や下学年の教科の目標や内容、知的障害特別支援学校の教科の内容を目標として設定し、個に応じたカリキュラムを組んで学習します。

### 支援学校

一部、小中学校に準ずる教育を行うとともに、障害に応じた困難を克服するため、自立活動を主に教育課程を編成している学校です。

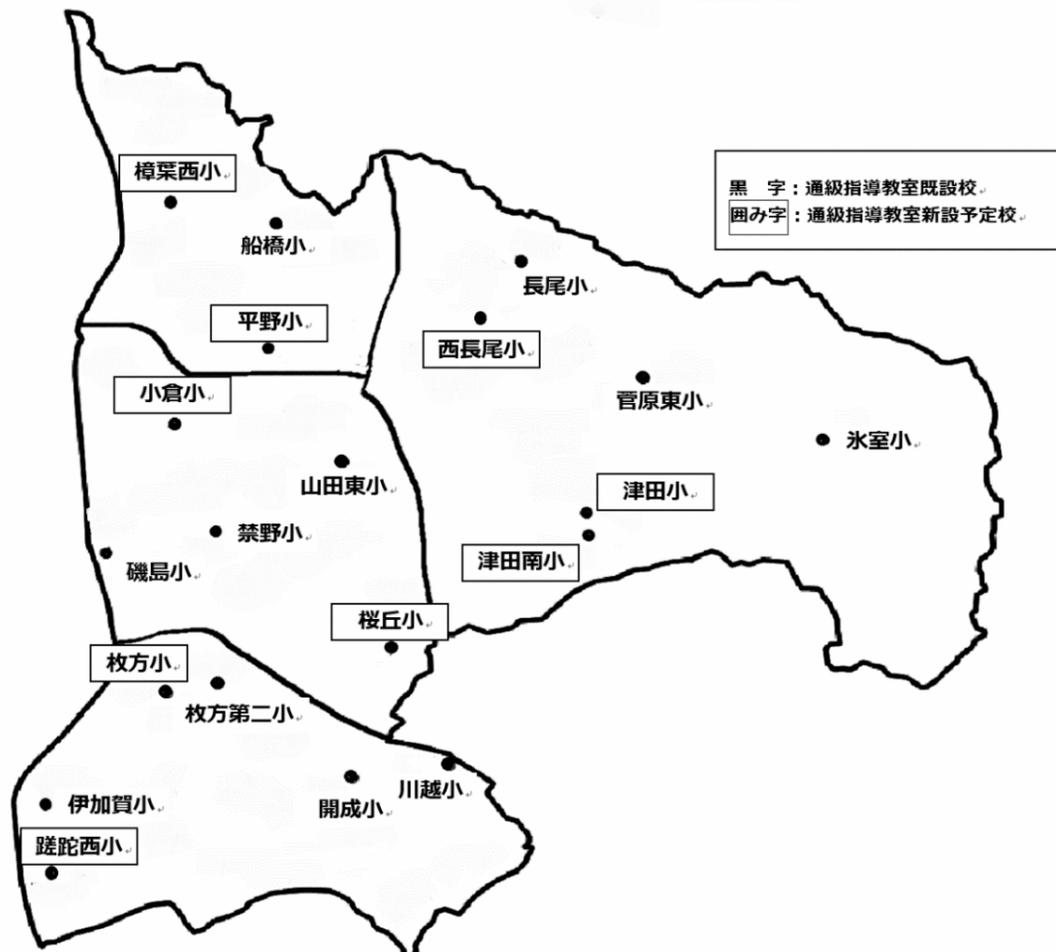
### 特別支援教育支援員

発達障害等の児童・生徒に対する支援を行います。教員ではないため、あくまで学習活動や学校生活での支援が主な仕事になります。自校通級指導教室設置校に配置する予定です。

### 自立を目的にした特別なカリキュラム (自立活動)

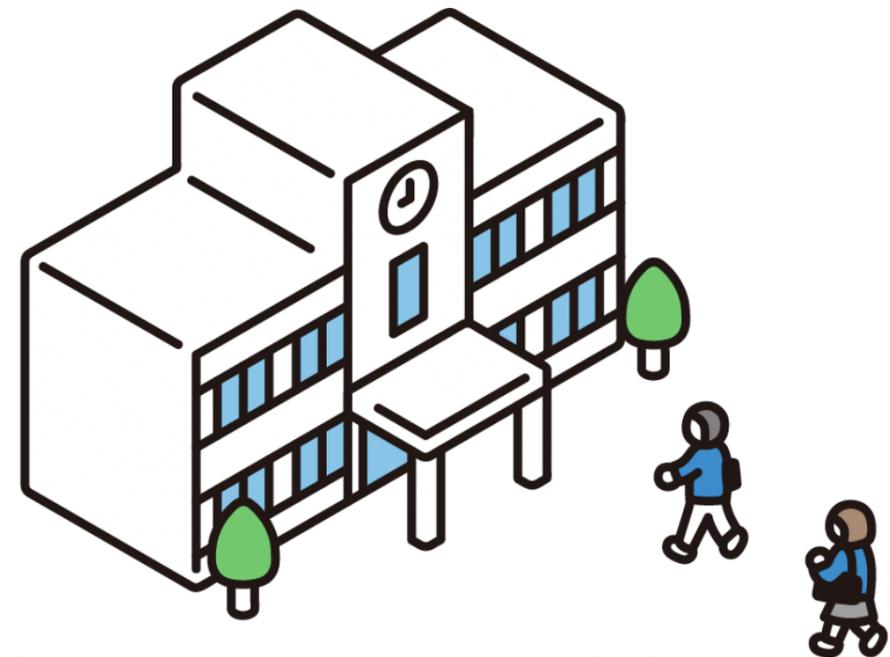
個々の児童・生徒の障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために、個別の指導を行います。「自立活動」という名前の授業時間を、時間割の中に設定し、障害の状態により、「健康」「心理」「環境把握」「身体の動き」「人間関係」「コミュニケーション」の分野についてトレーニングを行います。自立活動の内容は、学校と保護者が、本人の障害の状態やニーズについて話し合い、決めていきます。

令和5年度 小学校通級指導教室設置校



一人のひとりの教育的ニーズを大切に「ともに学びともに育つ教育」の実現

## 今後の枚方市の支援教育について



枚方市の支援教育が変わります!

### 支援教育専用相談窓口

枚方市教育委員会事務局  
TEL 050-7105-8009  
受付 平日 9:00~17:00  
※10月17日より電話受付開始

- 1. 学びの場の選択肢が増えます
- 2. 自立に向けた学びを充実させます

## 学びの場の設定について

本人の障害の状態を踏まえた教育的ニーズに合わせて、学校が保護者の意向を尊重して学びの場を設定します



必要



多い



### 支援学級

支援学級の教室では本人の自立を目的に特別なカリキュラムを編成します。また、教科指導を下学年の内容を中心に、通常の学級の教室では同学年の内容を中心に学習します。

めやす

15 時間

14 時間

支援学級・通級指導教室での学習  
通常の学級での教室での学習

支援学級の教室では本人の自立を目的に特別なカリキュラムを編成します。また、教科指導を同学年の内容を中心に、通常の学級の教室でも同学年の内容を中心に学習します。

めやす

9~14 時間

20~15 時間

### 通級指導教室

通常の学級の教室で、教科指導を同学年の学習内容で学習します。一部の時間に、通級指導教室で、学習や生活での困りごとを改善するための力を身につけます。

めやす

1~8 時間

28~21 時間

※授業時数は週当たり 29 時間とした場合のめやすです。

どの学びの場を選択しても

「ともに学び、ともに育つ」ことを大事にします

## 新たな学びの場の増設について

### 自校通級指導教室の設置について

※他校通級指導教室(放課後指導)は従来と同じスタイルで残ります

通常の学級でおおむね学習しますが、本人の学習面・生活面での困り感により、一部の時間で通常の学級とは別の教室で学習を行います

令和 5 年度



中学校  
全校に設置

特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。



モデル小学校  
4地域 9 校に設置\*

特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。対象児童数や余裕教室数を勘案して設置します。

※モデル小学校は裏面をご覧ください。



その他の小学校  
将来的に設置をめざす

設置されるまでは支援学級で支援を受けます。または合理的配慮のもと、通常の学級で授業を受けます。

令和6年度の設置校は令和5年のできるだけ早い時期に検討します。

### 今後の枚方市の支援教育について

#### 保護者や児童・生徒に寄り添った就学相談の実施

今後の枚方市の支援教育の方針について、すべての児童・生徒が令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童・生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えるよう就学相談を実施します。

#### 自校通級指導教室の全校設置

今後、希望する保護者や児童・生徒が選択できるよう、近い将来自校通級指導教室の全校設置をめざします。

#### 特別支援教育支援員の配置

新設の自校通級指導教室設置校において、発達障害等の児童生徒に対する支援を補助するため、特別支援教育支援員を配置します。特別支援教育支援員は、通常の学級におけるサポートのための活動を行います。

#### 支援教育のさらなる質的向上

教員用の教育ソフトを活用し、子どもたちの教育的ニーズに対応した適切な「個別の教育支援計画」を作成したり、適切な教材を提供できるようにしたり、教員研修の充実を通じて教員をサポートし、支援教育のさらなる質的向上を図ります。

その他、施設の一部改修を行い、環境整備に努めていきます。